

初期契約解除について

本契約により締結した放送サービス、インターネット接続サービスは、初期契約解除制度の対象です。

- ご契約成立後、加入申込者に対し、契約内容を記載した書面「ご契約内容確認書」を交付します。この書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面(ハガキでも可)により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。
- この場合、お客さまは、
 - ①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。
 - ②ただし、本契約の解除までの期間において提供をうけた放送サービス、インターネット接続サービスの料金、契約事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費、撤去費は請求されます。
※放送サービス、インターネット接続サービスの料金、契約事務手数料及び工事費・撤去費等の料金については別途「ちゅピCOM サービス重要事項説明事項 P12」及び「ちゅピCOM光サービス重要説明事項(附則)P3」をご確認ください。
 - ③契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客さまに返還いたします。
- 事業者による初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載がなかったことにより、お客さまが8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、事業者が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。
- 【書面による解除時の記入項目】
 - (1)契約者情報(ご住所、ご契約者名、電話番号)
 - (2)「ご契約内容確認書」の受領日
 - (3)ご契約サービス名
 - (4)ご契約サービスのご利用料金上記をご記入の上、「契約を解除します。」とご記入ください。

【本件についてのお問合せ・書面送付の宛先】

〒730-0854

広島市中区土橋7番1号 株式会社ちゅピCOMひろしま

ちゅピCOMひろしまお客さまセンター 0120-085-340(無料) (受付時間:9:00~21:00)

【記入例】

<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号 株式会社 ちゅピCOMひろしま行</p> <p>ご住所 ご契約者名 電話番号</p>	<p>左記契約を解除します。</p> <p>① 契約者情報 ② (ご住所・ご契約者名・電話番号) ③ (ご契約内容確認書)の受領日 ④ (ご契約サービスのご利用料金)</p>
--	---

【書面記載についての注意事項】

- ・書面はお客さまにてご用意をお願いいたします。
- ・郵送料はお客さまにてご負担ください。